

飯塚市商品であって使用しない軽自動車等に対する課税免除の取扱要

綱

平成18年3月26日

飯塚市告示第4号

改正 H26-391、R2-341

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市税条例(平成18年飯塚市条例第51号)第81条の9に規定する軽自動車税の課税免除の基準及びその手続等に関し定めるものとする。

(R2-341一改)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中古自動車販売業者等 古物営業法(昭和24年法律第108号)第3条の規定により都道府県公安委員会の許可を受けた者又は質屋営業法(昭和25年法律第158号)により同様に都道府県公安委員会の許可を受けた中古自動車販売業者等をいう。
- (2) 軽自動車等 所轄の自動車検査独立行政法人九州検査部(陸運事務所)及び福岡県軽自動車協会が取り扱う車両をいう。
- (3) 商品車両 販売を目的として取得した軽自動車等をいい、貸付けを目的として取得したものは除く。
- (4) 使用しない軽自動車等 販売を目的として一定の場所に置かれた車両をいい、試乗若しくは回送する場合又は代用車として使用するものは除く。

(基準)

第3条 中古自動車販売業者等が納税義務者として所有している軽自動車等について、課税免除とする基準は、課税免除を受けようとする課税年度の前年度の4月2日以降の取得に係る軽自動車等で、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 商品車両であること。
- (2) 使用しない軽自動車等であること。

(H26-391全改)

(課税免除の申請)

第4条 軽自動車等の課税免除を受けようとする納税義務者は、課税免除を受けようとする軽自動車税の賦課期日の属する年度の4月30日までに軽自動車税課税免除申請書(別記様式。第6条において「免除申請書」という。)及び展示状態を確認で

きる写真を提出しなければならない。

(課税免除の資格)

第5条 軽自動車の課税免除を受ける資格は、その所有する軽自動車等すべてについて、税を滞納していないこととする。

(実地調査等)

第6条 提出された免除申請書及び添付書類について、不明確な点及び事実の確認に困難な点がある場合は、口頭審査又は実地調査により事実の確認を行うことができる。

(課税免除の継続)

第7条 第3条に規定する免除の要件に該当し、軽自動車税を免除した軽自動車等に対しては、賦課期日において当該自動車が免除の要件を満たしている限り、翌年度以降においても継続して免除することができる。

(H26-391追加)

(課税免除の取消し)

第8条 課税免除の適用後に異動又は調査の結果、虚偽の申請その他不正な行為により適合しない事実が判明した場合は、当該事実が発生した日をもって課税免除を取り消し、免除により支払を免れた税額を徴収することができる。

(H26-391繰下)

附 則

この告示は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成26年11月5日 告示第391号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年10月27日 告示第341号)

この告示は、告示の日から施行する。

別記様式(第4条関係)

(R2-341一改)

軽自動車税課税免除申請書

(宛先)飯塚市長

年 月 日

わたくしの所有する次の車両については、飯塚市税条例第81条の9の規定に該当いたしますので、課税免除の申請をします。

標 識 番 号 等	(年 月 日取得)	
納 税 義 務 者	所在地(住所)	
	法人名(氏名)	印
定 置 場 所 (所在地と違場合に記入)		
	屋 号	
該 当 事 由： 商品であって使用しない軽自動車等であるため		
古 物 商 許 可 証 号	(福岡県公安委員会発行)	
質 屋 許 可 証 号	(福岡県公安委員会発行)	

注意

- ・ 自らが使用する車両、リース車両、試乗車及び代車は、免除の対象にはなりません。
- ・ 商品であって使用しない軽自動車等に該当する場合は、展示状態の写真を裏面に添付してください
- ・ 地方税法第448条の規定により、調査にお伺いすることがあります。
- ・ 持参品 古物商許可証又は質屋許可証
車検証の写し